

座間隆氏(筑波大学大学院院生, 2003.3)

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学大学院生, 2003.3)

No.	弁護士会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた 今後の課題	備考
5	2,382	<p>①自分が何をどうしたいか、よく考え、わかりやすく主張する能力、人の希望・主張をいかに理解する能力、異なる主張をどう調整する能力、ある問題にどう対処すべきか、ある能力、ある問題にどううまい対応をすればよいか、ある問題にどううまい対応をすればよいかといふ知識</p> <p>(裁判制度はその一部である)、消費者被害、借金、保証人など実社会で遭遇するものがあるか、どう対処すればよいかといふ知識</p> <p>②キャラクターステータス被害にあつたらどうするか、借金の保証人を頼めたらどうするか、アパートしてやがれ上げを首を運告されたらどうするか、いきなりどん切りを宣言されたらどうするかなど、具体的な事例をして自分なりに考え、述べていく事例演習的ななものを見て、弁護士がリードしてゆくやり方が考られる。知識的なものはこのような考え方で身につけることができる。</p>	<p>①施設見学</p> <p>平成11年開始。内容は弁護士・弁護士会をテーマとしたビデオの上映、会員会館内見学、講義、質疑応答タイム、委員会館内見学など、約2時間。対象学生、生徒教員に制限なく、無料。事務局会員会館見学担当者が悉く巡回は当会ホームページをご覧下さい。</p> <p>②講演会、出前授業</p> <p>開始日不明。こ重要な内容に応じて、専門知識をもつた当会所属の弁護士を派遣。対象学生、生徒教員に制限なく、無料。料金は無料。事務局会員会館見学担当者が悉く巡回は当会ホームページをご覧下さい。</p> <p>③裁判傍聴</p> <p>平成6年開始。内容は刑事案件の流れの説明、法廷傍聴、質疑応答タイムなど。約2時間30分。小学校6年生からを対象。生徒数は約70名まで。料金無料。事務局会員会館見学担当者が巡回は当会ホームページをご覧下さい。</p> <p>④HP、ビデオ</p> <p>児童・生徒向けのホームページ「バーチャル会館見学キッズ版」を開設。ビデオの貸し出しは特段行っていないが、会館見学の際に上映を行っている。</p> <p>⑤テキスト、教材</p> <p>司法教育の重要性を考え、現在検討中。</p>	<p>学校と弁護士会との接点に乏しい。弁護士会が体系的な司法教育プログラムを提示し、教育委員会を通じて学校に弁護士を送り込んでいく必要がある。</p>	<p>【2】において述べたおとり、弁護士・弁護士会の活動としてどの範囲までを対象すべきか、教育関係者とどのようにしての検討が必要となるかについての検討が必要と思われる。</p>	
6	730	<p>①第1次的には、弁護士へのアクセスを含めた司法制度の利用、及び、裁判員としての司法手続きへの参加のため必要な知識・能力の育成を目標としている。さらには、民主主義社会の担い手としての合理的意思決定のための能力育成までを弁護士会として目指す力である。</p> <p>②単なる知識の伝授に止まらず、生徒自身に考える機会を与えるような事例をもとにした問答式による授業・模擬裁判等の生徒参加型の授業</p>	<p>①施設見学</p> <p>傍聴などの後に法律事務所の見学を行つたことがあるが、担当者の個別の判断によるもので、弁護士会としてはは行っていない。</p> <p>②講演会、出前授業</p> <p>本年度の活動状況、高校2校、計4回</p> <p>③裁判傍聴</p> <p>本年度の活動状況：10校(高校9校、中学校1校) 無料</p> <p>④模擬裁判・ロールプレイ</p> <p>本年度の活動状況；高校1校、生徒自身による裁判員制度に基づく模擬裁判を指導し、講評を行った。</p> <p>⑤テキスト、教材</p> <p>出前授業の講師及び傍聴会の担当者用の指導マニュアルを作成中</p>	<p>裁判傍聴会の実施：年4回程度の参加者公募による実施に加え、申込があつた場合に對する傍聴会を随時実施している。</p>	<p>【2】において述べたおとり、弁護士・弁護士会の活動としてどの範囲までを対象すべきか、教育関係者とどのようにしての検討が必要となるかについての検討が必要と思われる。</p>	<p>また、教材の開発、教育関係者との組織的・継続的な交流も必要と考えている。</p>

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学大学院院生、2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み ①情報収集・判断・交渉力・自分の考え方を相手に伝える能力 ②セミ形式	一般市民向けの取り組み ①施設見学 ②講演会、出前授業 希望のある場合に個別対応 ③裁判傍聴 年に2～3回実施 ④教員への研修 特にない。会員の一部が私的に交流	司法教育の充実へ向けた くネット情報>一般市民向けの陪審権裁判	司法教育の充実へ向けた くネット情報>一般市民向けの陪審権裁判	備考
7	茨城県	96	①消費者教育、人権教育など ②出前の授業など	市民講座：毎年1～2回、約3時間程度、無料	最近、高校向けに無料で消費者関係の講義を行ったが、応募が1校しかなかつた。学校側の受け入れ態勢が不十分なためにこのような結果となってしまったものと思われる。また、双方的な授業を行うだけでなく、双方で法教育を実践していくための基盤や体制が不十分であり、こ	最近、高校向けに無料で消費者関係の講義を行ったが、応募が1校しかなかつた。学校側の受け入れ態勢が不十分なためにこのような結果となってしまったものと思われる。また、双方的な授業を行うだけでなく、双方で法教育を実践していくための基盤や体制が不十分であり、こ	最近、高校向けに無料で消費者関係の講義を行ったが、応募が1校しかなかつた。学校側の受け入れ態勢が不十分なためにこのような結果となってしまったものと思われる。また、双方的な授業を行うだけでなく、双方で法教育を実践していくための基盤や体制が不十分であり、こ	
8	栃木県	96			法の日シンポジウム：毎年10月～11月の内の土曜日の午後。 ・テーマを決めて ・パネルディスカッション ・演劇など。今年はハンセン病を取り上げた。前橋市内の公営あるいは民間の会館を借用、無料	法の日シンポジウム：毎年10月～11月の内の土曜日の午後。 ・テーマを決めて ・パネルディスカッション ・演劇など。今年はハンセン病を取り上げた。前橋市内の公営あるいは民間の会館を借用、無料	法の日シンポジウム：毎年10月～11月の内の土曜日の午後。 ・テーマを決めて ・パネルディスカッション ・演劇など。今年はハンセン病を取り上げた。前橋市内の公営あるいは民間の会館を借用、無料	法の日シンポジウム：毎年10月～11月の内の土曜日の午後。 ・テーマを決めて ・パネルディスカッション ・演劇など。今年はハンセン病を取り上げた。前橋市内の公営あるいは民間の会館を借用、無料
9	群馬県	125			①施設見学 ②本派遺授業の特徴は、一方的な授業にならないようできる限り生徒参加型の企画にして、弁護士を身近に感じてもらうことにある。	①施設見学 ②本派遺授業の特徴は、一方的な授業にならないようできる限り生徒参加型の企画にして、弁護士を身近に感じてもらうことにある。	①施設見学 ②本派遺授業の特徴は、一方的な授業にならないようできる限り生徒参加型の企画にして、弁護士を身近に感じてもらうことにある。	①施設見学 ②本派遺授業の特徴は、一方的な授業にならないようできる限り生徒参加型の企画にして、弁護士を身近に感じてもらうことにある。
10	名古屋	861			講師派遣の対象校は、原則として各中学校から希望によります。現時点では年間16校程度を参考している。対象校との連絡については、対象校と当会担当者との間で行う。派遺講師数：1校につき2～4名、ディベート、助読、クイズ等各校の希望にあわせます。学年：中学1年～3年、テーマ：死刑廃止、ジョンソン、少年法改正、労働問題、自衛隊是非論、報道（出版）の自由とプライバシー権等。費用：原則として、派遺弁護士1名につき1万円（上限2万円）。但し、予算の都合に応じる。 ④講師裁判・ローリープレイ	講師派遣の対象校は、原則として各中学校から希望によります。現時点では年間16校程度を参考している。対象校との連絡については、対象校と当会担当者との間で行う。派遺講師数：1校につき2～4名、ディベート、助読、クイズ等各校の希望にあわせます。学年：中学1年～3年、テーマ：死刑廃止、ジョンソン、少年法改正、労働問題、自衛隊是非論、報道（出版）の自由とプライバシー権等。費用：原則として、派遺弁護士1名につき1万円（上限2万円）。但し、予算の都合に応じる。 ④講師裁判・ローリープレイ	講師派遣の対象校は、原則として各中学校から希望によります。現時点では年間16校程度を参考している。対象校との連絡については、対象校と当会担当者との間で行う。派遺講師数：1校につき2～4名、ディベート、助読、クイズ等各校の希望にあわせます。学年：中学1年～3年、テーマ：死刑廃止、ジョンソン、少年法改正、労働問題、自衛隊是非論、報道（出版）の自由とプライバシー権等。費用：原則として、派遺弁護士1名につき1万円（上限2万円）。但し、予算の都合に応じる。 ④講師裁判・ローリープレイ	講師派遣の対象校は、原則として各中学校から希望によります。現時点では年間16校程度を参考している。対象校との連絡については、対象校と当会担当者との間で行う。派遺講師数：1校につき2～4名、ディベート、助読、クイズ等各校の希望にあわせます。学年：中学1年～3年、テーマ：死刑廃止、ジョンソン、少年法改正、労働問題、自衛隊是非論、報道（出版）の自由とプライバシー権等。費用：原則として、派遺弁護士1名につき1万円（上限2万円）。但し、予算の都合に応じる。 ④講師裁判・ローリープレイ
11	岐阜県	88			①法的なものの見方、権利と権利との 衝突の場面での考え方などを身に付け る。	③裁判傍聴 年1～2回、夏休み、30～50名、無料	市民講座、毎年10～11月 頃、3～5講座、対象一般 市民、30～80名、無料	市民講座、毎年10～11月 頃、3～5講座、対象一般 市民、30～80名、無料

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学大学院院生, 2003, 3)

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

No	弁護士会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理屈的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み ①講演会、出前授業 ②講義形式に加え、セミナー、横断的裁判、裁判傍聴等、当事者が参加できるような形式での実施が望ましい。	一般市民向けの取り組み ①講演会、出前授業 ②講義の消費教育のために、1994年及び1996年に高等学校(計2校)へ講師として消費者保護委員会の委員(弁護士)を派遣。要請があれば無料で講師を派遣するのが原則。ただし実際には寸志を頂いた。 ③裁判傍聴 每年3月には春季裁判傍聴会を、7~8月には夏休み裁判傍聴会を実施している。裁判傍聴会の委員(弁護士)が法廷に案内し、傍聴前に事件の解説を、傍聴後に懇談を行う。1回約2時間。無料。 ④模擬裁判・ロールプレイ 1999年及び2000年に高等学校(2校)からの依頼により、模擬裁判を実施。裁判傍聴会の委員である弁護士が対応。	司法教育への在り方 ①毎年10月に市民法律講座を実施。対象は一般市民。参加費無料。異なる演題の3~4回の講座と、裁判傍聴会をあわせ、全回受講できる人50名を募集。 ②毎年1回、市民懇談会を平成9年より実施。参加費無料。特定のテーマを第1回に、市民と弁護士とが意見交換し相互に理解を深めることを目的としている。	司法教育の今後の課題 学校教育の方針リキュラムの中に司法教育を組み込むことが必要。文部科学省、自治体、教員の意識改革が必要。	備考
14	奈良 81	①司法全般 ②講義形式による講師派遣を行う。セミナー、横断的裁判、裁判傍聴等、当事者が参加できるような形式での実施が望ましい。	①講演会、出前授業 ②講義の消費教育のために、1994年及び1996年に高等学校(計2校)へ講師として消費者保護委員会の委員(弁護士)を派遣。要請があれば無料で講師を派遣するのが原則。ただし実際には寸志を頂いた。 ③裁判傍聴 每年3月には春季裁判傍聴会を、7~8月には夏休み裁判傍聉会を実施している。裁判傍聴会の委員(弁護士)が法廷に案内し、傍聴前に事件の解説を、傍聴後に懇談を行う。1回約2時間。無料。 ④模擬裁判・ロールプレイ 1999年及び2000年に高等学校(2校)からの依頼により、模擬裁判を実施。裁判傍聴会の委員である弁護士が対応。	①毎年10月に市民法律講座を実施。対象は一般市民。参加費無料。異なる演題の3~4回の講座と、裁判傍聴会をあわせ、全回受講できる人50名を募集。 ②毎年1回、市民懇談会を平成9年より実施。参加費無料。特定のテーマを第1回に、市民と弁護士とが意見交換し相互に理解を深めることを目的としている。	①毎年10月に市民法律講座を実施。対象は一般市民。参加費無料。異なる演題の3~4回の講座と、裁判傍聴会をあわせ、全回受講できる人50名を募集。 ②毎年1回、市民懇談会を平成9年より実施。参加費無料。特定のテーマを第1回に、市民と弁護士とが意見交換し相互に理解を深めることを目的としている。	①毎年10月に市民法律講座を実施。対象は一般市民。参加費無料。異なる演題の3~4回の講座と、裁判傍聴会をあわせ、全回受講できる人50名を募集。 ②毎年1回、市民懇談会を平成9年より実施。参加費無料。特定のテーマを第1回に、市民と弁護士とが意見交換し相互に理解を深めることを目的としている。	①毎年10月に市民法律講座を実施。対象は一般市民。参加費無料。異なる演題の3~4回の講座と、裁判傍聴会をあわせ、全回受講できる人50名を募集。 ②毎年1回、市民懇談会を平成9年より実施。参加費無料。特定のテーマを第1回に、市民と弁護士とが意見交換し相互に理解を深めることを目的としている。
15	広島 270	①消費者被害にあわない知識・能力の育成 ②弁護士による講師派遣を行う。学校のカリキュラム化するのが望ましい。	①消費者被害にあわない知識・能力の育成 ②弁護士による講師派遣を行う。学校のカリキュラム化するのが望ましい。	1997年から開始。弁護士が講師となつて学校に行き、弁護士の仕事などについて話をする。(学校からの希望に応えて質疑もある) 横浜は毎年10~11月の1ヶ月程度の期間に学校から依頼する。時間は午後6:00~8:00、参加者70名程度、料金無料。	1年に2回(春期・秋期)市民向け法律講座(全5回)を開催している。会場:弁護士会館、時間:P.M. 6:00~8:00、参加者70名程度、料金無料。	数が多くなれば、講師となる弁護士の人数確保と内容やレベルについての共通認識が必要となる。費用等の問題もある。学校教育に時間的な余裕がない、司法教育のための時間をとつてもうのが難しい状況がある。	①開く側の能力を見極め、理解できるような講義内容を準備する必要がある。弁護士が個人的に聞いても、中学生や高校生にできない。 ②教員に消費者教育の重要性を体感させせる必要がある。社会に出た瞬間に被災状態にあることを、教員に理解させなければならない。
16	山口県 76		①借入金、クーリングオフ等の消費者問題について金利の意味や返済可能性の考え方等は、社会に出て前に身につけさせておくべきである。 ②日弁連でマンガ等を取り入れた教育用ビデオを作成し、弁護士が学校に出席して実施するのが望ましい。	①借入金、クーリングオフ等の消費者問題について金利の意味や返済可能性の考え方等は、社会に出て前に身につけさせておくべきである。 ②日弁連でマンガ等を取り入れた教育用ビデオを作成し、弁護士が学校に出席して実施するのが望ましい。	①H.P., ビデオ	①H.P., ビデオ	①H.P., ビデオ

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学大学院院生, 2003. 3)

No.	弁護士会	会員数	司法教育の在り方	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた今後の課題	備考
17	岡山	172	①憲法を中心として、平和教育・人権教育を行なうべきと私個人は考える。 ②理屈的な授業内容・形式 ③学校教育参観場で、「憲法」を1科目として教えることが望ましい。	①施設見学 中学生・高校生の職場体験学習の申し込みが平成13年から数件有り。各弁護士事務所で受け入れて、体験学習に協力している。 ②講演会、出前授業 高校生に対する司法教育 平成14年6月北海道大学（政治学）山口二郎教授「憲法の現状と課題」 平成15年1月岡山地方裁判官を招いて講演予定 ＜ネット情報>高校生のための「司法教育」講師 北海道大学法学部教授（政治学）山口二郎氏 政策・教職員 ③裁判傍聴 高校生に対する司法教育 平成13年8月刑事裁判傍聴 平成14年8月刑事裁判傍聴 ④模擬裁判・ロールプレイ 平成14年12月1日に裁判員シンボシウム予定、模擬裁判を見て高校生の裁判員班で評決 ⑤H.P.,ビデオ 高校生に対する司法教育映画上映 平成13年12月「日本の黒い夏—松本サリン事件」 平成13年8月「日独裁判官物語」 平成14年12月「真昼の暗黒—八海事件」	県民法律講座：10～12月土曜日、2時間程度、3～4回。14年度は刑事手続、法廷傍聴（2回）、裁判員制度、裁判員制度（12月1日）参加人数：例年100～150名、料金無料、場所：弁護士会館	弁護士会が行なう司法教育では回数や対象人数に限界がある。当面は弁護士会が主体となって企画し、参加を呼びかける方法しかないと思つてはいるが、できれば、学校現場でカリキュラムの中でも組み込んで欲しい。その中で、実務家が講師にならざる必要があるのであれば、弁護士会としては、できる限り協力したいと思つている。	岡山弁護士会県民ネットワーク委員長吉岡康裕 電話086-234-0088 ファックス086-234-0109
18	島根県	21				くネット情報>12/14（土）松江デルサにおいて裁判員劇上演予定	学校や教育委員会とコミュニケーションがとれるか否かが最大の問題である。
19	福岡県	610		①今後、市民が裁判員などにより裁判に関与することになるが、裁判員制度の意義や裁判員であること学んでもらう。消費生活上の法的問題 ②その他、裁判の仕組みなど ③裁判傍聴	②講演会、出前授業 ③裁判傍聴を毎年1回（私が多い）、1週間行っている。説明担当員として弁護士を1名つけ、10名程度のグループで裁判を傍聴してもらう。参加者数は500名程度。料金無料。大学、高校、中学、公民館等に案内を出している。	学校において、裁判員制度に対する理解を深めることを必修科目とするべきである。	

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧
座間隆氏(筑波大学大学院生、2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み 学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた 今後の課題	備考
20	佐賀県	37	①施設見学 定期的ではないが、高校生（中学生もあつた）等の職場訪問で、弁護士会及び法律事務所を案内、質問等を行う。 ②講演会、出前授業 消費者問題委員会が毎年1月から3月までの期間内に、1時間から2時間程度、希望高校へ出向き、消費者教育（クレジット、サラ金等）を行っている。対象は各高校3年生希望。料金は一律1万円（旅費込み） ③裁判傍聴 不定期	裁判教室、一般の人を対象とし、裁判の手順を説明し、裁判のあらましを説明し、傍聴後、感想等を書いてもらう。無料			
21	長崎県	67	①共同社会の中での、異質・多様な価値観との共存の必要性、そのためのルールの重要性とこれを尊重する考え方			必要性についての学校側の認識・理解実践例がなく、実践するための指	